

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

資料 2

令和2年度予算概算決定額 1,000億円

（令和元年度予算額 1,000億円）

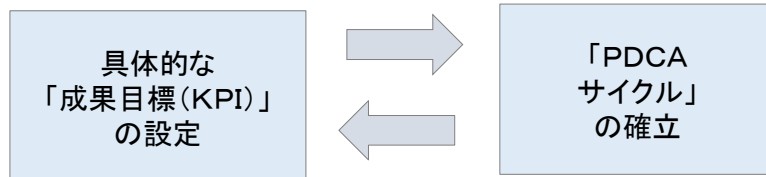
事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度における地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）

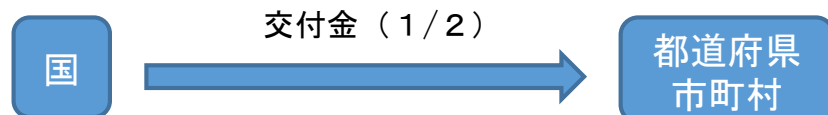
- ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

令和2年度からの主な運用改善

- ①Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組を支援するSociety5.0タイプの新設（交付上限額(国費)3.0億円、申請上限件数の枠外）
- ②複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち30億円を地方創生拠点整備交付金として措置）
- ③移住支援事業の要件緩和（対象者・対象企業の拡大）